指定給水装置工事事業者のみなさまへ

伊丹市上下水道局より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、指 定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。
- ※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

伊丹市で指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日~平成11年3月31日	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日~平成15年3月31日	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日~平成19年3月31日	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日~平成25年3月31日	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日~令和元年9月30日	令和6年9月29日までの5年間

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- ※更新手続きの受付期間(9月頃を予定)については、別途通知をします。
- ●指定更新の要件は、新規規定と同様になります。
- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者 ※水道法第25条の3及び省令第20条に準拠

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

- ※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水 装置工事の事業を運営していることを確認
 - i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容 (営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1号(表裏)、第2号
- ・様式第3号
- ・機械器具調書
- ・様式第7号
- ·<u>定款</u>及び<u>登記事項証明書</u>(法人)又は住民票の写し(個人)
- ·選任する主任技術者の確認 書類(免状又は技術者証等)
- ・4項目の確認資料
- •更新手数料(10,000円)

◇問い合せ先

水道課 給排水設備G TEL:072-783-1654